

平成 28 年度(平成 27 年分)から実施される主な税制改正

住宅借入金等特別税額控除の延長について

・住宅借入金等特別税額控除とは

住宅借入金等特別税額控除とは、住宅借入金等を利用して新築、購入又は増改築等をしたとき、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている方について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税から控除する制度です。

・住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期限が、居住開始年月日が平成 29 年 12 月 31 日から令和元年 6 月 30 日であるものまで 1 年 6 月間延長されます。

	対象居住開始年月日
改正前	平成 11 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日 又は 平成 21 年 1 月 1 日～ <u>平成 29 年 12 月 31 日</u>
改正後	平成 11 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日 又は 平成 21 年 1 月 1 日～ <u>令和元年 6 月 30 日</u>